



新たに住宅を取得される方に 「支援金」を補助します。

町では、標津町の定住人口の確保と増加を図ることを目的として、平成26年4月1日から「住宅を取得される方」を対象とした支援事業を実施いたします。

申請に基づき住宅取得費の一部を「支援金」として補助する制度で、事業内容や該当要件は次のとおりです。

対象となる工事は…

①住宅を新築される方。

(80m²以上の住宅を新築される方)



②中古住宅を購入される方。

(昭和56年以降に建設された中古住宅を購入される方)

①住宅を新築される方。

■建設工事費（消費税を含む。）の10%相当額かつ200万円まで、一律加算金として新規移住者は50万円、町内業者施工は50万円を上乗せいたします。

最大支援額 350万円 支援金は10万円単位です。

※さらに、令和6年4月1日から町内下請選定1社につき10万円(最大5社まで)上乗せ制度開始！

②中古住宅を購入される方。

■固定資産税評価額の2倍の10%相当額かつ50万円まで、新規移住者には一律50万円を上乗せいたします。

最大支援額 100万円 支援金は1万円単位です。

新しい住宅を取得される方の 支援金Q&A

Q 支援金の対象者とならない場合はありますか？

A 町税、その他町に対する債務を完全履行していない者や、補助金の交付申請以前に工事に着手したり、中古住宅を購入された者は対象者から除かれます。

Q 住宅新築後、町外から配偶者が来る場合は新規移住者50万円の加算対象になりますか？

A 建築主（世帯主）の居住地で判断しますので、町外から転入する配偶者は関係いたしません。

Q 中古住宅購入では、昭和56年以前の建物が対象とならないのは何故ですか？

A 昭和56年5月31日以前に建設された住宅は、建築基準法の旧耐震基準で建設されており、今後に予想されている大地震に対して安全性が確認できていない建物だからです。売買ではなく入居者自らが耐震改修を含むリフォーム工事をする場合には、別途支援制度があります。

支援金の額は…

支援金の額は…



住宅をリフォームされる方に 「支援金」を補助します。

町では、町内経済の活性化と町民の住居環境の向上を目指して、平成26年4月1日から住宅のリフォーム工事に対する支援事業を行います。

申請に基づきリフォーム工事費の一部を「支援金」として補助する制度で、事業内容や該当

対象となる工事は…



自らが所有・居住する住宅を、町内業者で施工する次に掲げる工事をする者です。（10年以上経過した住宅を工事費100万円以上でリフォームした場合が対象です。）

- ①耐震性能向上
- ②省エネルギー性能向上
- ③バリアフリー性能向上
- ④耐久性能向上
- ⑤その他工事

昭和56年5月31日以前に竣工した住宅の耐震改修工事 窓の改修工事、床・壁・天井の断熱改修工事 浴室改修工事、便所改修工事、段差解消工事 外壁・屋根等の塗装工事、張替工事等 内装材の交換・貼替工事、住宅設備機器の更新等

支援金の額は…

①リフォームに要した費用の20%相当額で50万円が上限となります。
又、支援額の20%は標津町商工会の商品券で支給します。
(支援金は1万円単位となります。)

最大支援額は、現金40万円 商品券10万円となります。

住宅をリフォームされる方の 支援金Q&A

Q 支援金の対象者とならない場合はありますか？

A 町税、その他町に対する債務を完全履行していない者や、補助金の交付申請以前に工事に着手した者は対象者から除かれます。



Q 借家住宅のリフォームの場合でも対象となりますか？

A 自らが所有し居住する住宅が対象のため、借家住宅や賃貸アパートには利用できません。

Q 置の交換や表替え、内壁クロスの貼替えは対象となりますか？

A 町内業者が元請となり工事費の合計が100万円以上であれば対象となります。

(新置が20万円、クロス貼替えが30万円、その他の工事が50万円、合計100万円の工事費の場合、20万円の支援額となり内20%が商品券ですので、現金で16万円、商品券で4万円が支給対象となります。)

※100万円以上の工事費であることの要件について
申請者又は同居される方が、障害者若しくは65歳以上の高齢者の場合は除きます。

申請方法は…

上記の支援事業は、いづれも着手以前に所定の申請が必要となります。

※担当窓口は役場 建設水道課 建築・住宅担当となりますので詳しい内容は担当にお尋ねください。

☎0153(85)7247